

## 1 基本的な考え方

- (1) 互いを認め合えるよりよい人間関係やいじめを絶対に許さないという学校風土を創りあげていく。どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応をする。
- (2) いじめの未然防止  
学校、家庭、地域等は、いじめの防止等に向けて、それぞれの役割を自覚し、責任を遂行するように努める。
- (3) いじめの早期発見、早期対応  
学校、家庭、地域等が連携し子どもの健やかな成長を見守り、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応する
- (4) 関係機関等との連携  
いじめの問題に学校、家庭、地域等の連携・協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなかつたりする場合、関係機関等と連携する。

## 2 組織の設置

- (1) いじめの防止等の中核となる常設の組織「いじめ対策委員会」を置く。
- (2) 構成員は、校長、教頭、教務主任、高等部長、中等部長、初等部長、生徒指導部長、養護教諭、特別支援コーディネーターとする。必要に応じて、学級担任や部活動顧問等、関係の深い教職員を追加したり、臨床心理士やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員など、心理や福祉の専門家など外部専門家に協力を求めたりして対応する。
- (3) 情報の収集、記録、共有や取組方針の企画立案等、定期的に打合せの機会を設定する。また、いじめ事案発生時は、緊急会議を開いて対応を協議するなど、組織的にいじめの問題に対応する。

## 3 いじめの防止等のための対策

- (1) いじめの未然防止
  - ア 道徳教育等の推進  
社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図る。
  - イ 子どもの自主的活動の場の設定  
学級活動や児童会活動・生徒会活動など、子どもが自主的にいじめについて考える機会を設ける。
  - ウ 保護者や地域への啓発  
子どもの様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう、保護者や地域への啓発を図る。

## エ 教職員の資質向上

いじめの問題について、最新の動向を把握するように努め、教職員による指導・支援の仕方や対応方法に関する認識を深めるため、校内研修の一層の充実に努める。

### (2) いじめの早期発見・早期対応

#### ア 子どもの実態把握

子どもに対する日常的な観察を基盤に、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等を行う。

#### イ 相談体制の整備

(ア) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門的知識を有する者の協力を得るなど、子ども、保護者、教職員に対する相談体制を整備する。

(イ) いじめの相談を受けた場合には、家庭や地域等と連携し、いじめを受けた子どもやいじめについて報告した子どもの立場を守る。

#### ウ 学校のいじめに対する措置

(ア) いじめの通報を受けたり、子どもがいじめを受けていると思われたりするときは、早期に事実確認を行うとともに、その結果を設置者に報告する。

(イ) いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、組織を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門的知識を有する者の協力を得て、いじめを受けた子どもとその保護者に対する支援、いじめを行った子どもとその保護者に対する指導、助言を継続的に行う。

(ウ) いじめを受けた子どもの保護者と、いじめを行った子どもの保護者との間で争いが起きることのないよう、保護者と情報を共有するなど必要な措置をとる。

(エ) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察に相談し、連携して対応する。また、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求める。

## エ 校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、いじめを行った子どもに対して、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すため、適切に懲戒を加えることがある。また、必要に応じて、いじめを行った子どもを別室で学習させる等、いじめを受けた子どもが安心して教育を受けられるような措置をとる。

### (3) 関係機関等との連携

ア 日ごろから警察や相談機関等と協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期に対応する。

イ いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとに対応する。

## 4 重大事態への対処

### (1) 重大事態の発生と調査

#### ア 重大事態のケース

(ア) いじめにより子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- a 子どもが自殺を企図した場合
  - b 身体に重大な傷害を負った場合
  - c 金品等に重大な被害を被った場合
  - d 精神性の疾患を発症した場合等
- (イ) いじめにより本校に在籍する子どもが相当の期間学校を欠席すること余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間30日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、重大事態として対応する)
- (ウ) 子どもや保護者から、いじめが原因で上記に該当する重大事態に至ったという申立てがあったとき。

#### イ 重大事態についての調査

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告する。そして、市教育委員会の判断のもと、速やかに「伊豆市いじめ問題調査審議会」を開催し、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。この際、因果関係の特定を急ぐべきではない。なお、子どもの入院や死亡など、いじめられに子どもからの聴き取りが不可能な場合は、子どもの尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査する。

#### (2) 調査結果の提供及び報告

##### ア 情報の提供

学校の設置者又は学校は、いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供する。

##### イ 設置者の姿勢

学校が調査及び情報の提供を行う場合、学校の設置者は必要な指導及び支援を行う。

##### ウ 報道への対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であるため、初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。また、自殺については連鎖(後追い)の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO(世界保健機関)による自殺報道への提言を参考にする。

##### エ 調査結果の報告

市教育委員会は、その調査結果を市長に報告する。